

4 学校安全計画

(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂 2 版発行 から)

(1) 学校安全計画とは

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。学校安全計画は、①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること、②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること、③安全教育、安全管理、組織活動と調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること等の趣旨を踏まえて立案する。また、学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。(学校保健安全法第 27 条)

(2) 学校安全計画の策定と見直し

学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが重要であることから、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学校安全計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要である。また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のPDCAサイクルの中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。さらに、学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった災害等が発生していることから、学校は、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画等や取組を毎年見直すことが必要である。また、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における学校安全計画等の改善等を促すことが必要である。

学校安全計画の内容例

1 安全教育に関する事項

(1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(2) 学年別・月別の指導事項

① 特別活動における指導事項

- ・ 学級活動（ホームルーム活動）における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- ・ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・ 部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

② 課外における指導事項

③ 個別指導に関する事項

(3) その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

(1) 生活安全

- ・ 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- ・ 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ・ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
- ・ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 交通安全

- ・ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- ・ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- ・ その他必要な事項

(3) 災害安全

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・ その他必要な事項

※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

※ 危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

(4) 通学の安全

- ・ 通学路の設定と安全点検
- ・ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ※ 交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

3 安全に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・ その他必要な事項